

狛江市公示第207号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対し、必要な措置をとることを命じたが、正当な理由なく従わないため、狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例（平成30年条例第15号）第14条第1項の規定により氏名等を公表する。

令和5年 8月 9日

狛江市長 松原 俊雄



記

1 命令に従わない者の住所及び氏名

住 所 千葉県我孫子市若松 154-14

氏 名 本間 一則

2 命令に係る特定空家等の所在地

東京都狛江市元和泉三丁目 3333 番地 1、5

3 命令の内容

- ・柱脚が劣化しているため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をすること。
- ・土台が劣化しているため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をすること。
- ・軒の裏板がたれ下がっているため、飛散しないように補強等の対応をすること。
- ・外壁の仕上げ材が剥落しているため、飛散しないように補強等の対応をすること。
- ・バルコニーが腐食しているため、倒壊・飛散しないように改善すること。
- ・ごみ等の放置・不法投棄による臭気・虫等の発生より地域住民への影響のおそれがあるため、対応すること。
- ・外壁等が外見上傷んだり汚れた状態であるため、対応すること。
- ・立木等により建築物を覆っているため、剪定等の対応をすること。
- ・シロアリ発生による近隣家屋への飛来により地域住民への悪影響のおそれがあるため、対応すること。
- ・容易に侵入できる状態のため、侵入できないよう対応すること。